土地利用事前協議について

【共通事項】

○協議者以外の者が協議手続き等を行う場合は、代理人であることを証する書面(委任状)又はその写しを添付してください。

【太陽光発電施設の場合】

- ○事前協議書の添付書類2(3)の作成にあっては、次の事項を記載してください。
 - 事業者
 - 工事開始日等
 - ・場所
 - •太陽光発電施設
 - 目的
 - 工事、設置内容等
 - ●景観にどのように配慮するか
 - ●雨水排水処理の方法
 - ●土地の形状変更、切土・盛土の有無、土砂の搬出方法など
 - ●近隣住民との調整の有無
- ○事前協議書の添付書類6の資金計画について、記載してください。
 - ・むこう20年間の収支計算書
 - ・20年後以降の施設の取り扱い(撤去・維持管理)について
- ○事前協議書の添付書類6のその他参考になる図書について、次のものを添付 してください。
 - ・経済産業省の事業認定通知書の写し
 - ・東京電力との電力供給契約等の写し

※事業面積が5万㎡を超える場合は、栃木県の土地利用事前協議の対象になりますので、栃木県地域振興課土地利用調整班(028-623-2556)へご確認ください。